

往来物『庭訓往来』について

萩原 義雄

はじめに

往来物資料のなかで鎌倉時代の末、正平五年(一二五〇)に成立して江戸時代そして、近代明治時代に亘って最も広く普及したのがこの『庭訓往来』である。最古の写本としては、成立から三六年後の「至徳三年(一三八六)霜月三日豊前守朝英書之」の奥書を有する島根県出雲市神門寺蔵の上下二冊完本が毎日新聞社朝刊昭和五七(一九八二)年一月六日(月曜日)付の朝刊総合(3)記事によって紹介されている。この記事の全文は、「室町時代から江戸時代にかけて広く教科書として使われた庭訓往来の最も古い写本が、島根県出雲市塩冶町、浄土宗神門寺神谷隆秀住職)に伝わっていることが上横手雅敬・京大教授(日本中世史)の調査で五日、確認された。全国に三十種あるこれまでの写本のうち、最も古いとされていた奈良・天理図書館所蔵分より六十五年もさかのぼる、南北朝の至徳三年(一三八六)の書写。庭訓往来は原本が現存せず作者もわかっていないだけに原本に近い写本が確認された意義は大きい。庭訓往来は一年分の手紙のやりとりで構成、手紙文の間に生活、職業、宗教などにゆかりの言葉を単語集ふうに列記。手紙の題材には年賀の辞、領地仕置の状況、盗賊討伐への出陣、司法制度などが取り上げられ、教材に使われた。上横手教授の調べによると、神門寺の写本は上下二巻で、完全にそろっている。内容的には後世に発見されたものほとんど変わらないが、下巻奥書に本文と同じ筆跡で「至

徳三年霜月三日豊前守朝英書之」と記されている。同教授は「原本にぐっと近づいたと考えられ心強い。武士、庶民の勢力向上期であった中世の庶民教育の足跡を探る材料にできる。原本が出来たのはこの写本よりせいぜい二十年前と思う」と話している。」とあって、大見出しに「最古の「庭訓往来」みつかる」中見出しに「中・近世の教科書南北朝時代の写本」と記載し、下巻末尾の写真を掲載する。この資料は、現在も影印資料が未公開となっていて、研究がなされた資料としてはこの記事に見える天理図書館所蔵宝徳三年(一四五二)写本、石川松太郎氏(謙堂文庫)蔵伝経覚本(室町時代中期、文明五年(一四七三)以前写)、阪本龍門文庫蔵文明一四年(一四八二)写本、蓬左文庫蔵文明一七年(一四八五)写本、国立国会図書館蔵天文五年(一五三六)写本、同図書館蔵天文一八年(一五四九)写本、内閣文庫蔵室町時代写本、東洋文庫蔵室町時代末期写本等が知られている。こうしたなか、近年ネット上で多くの古写本の影印資料がデジタル画像で確認できるようになってきている。その幾つかをここで紹介すると、龍門文庫蔵『庭訓往来』(上記の文明十四年でないが、永正十七年写)、広島大学付属図書館蔵『庭訓往来』などが現在ネット公開されている。

先行研究

これら諸本の研究については、以下に列記しておくことにする。

○石川謙著『庭訓往来についての研究』(東京教育大学教育学会紀要)、昭和二五年(一九五〇)、金子書房刊。

○石川謙著『日本教科書大系 往来編第三巻 古往来(三)』、昭和四三年(一九六八)、講談社刊。

その他。

○吉井治子「新撰庭訓抄について」、『東京家政学院大学紀要』、第一二号、昭和四十七年刊。BM2 050.01/186-2

○石川松太郎著『庭訓往来』（東洋文庫二四二）、昭和四八年（一九七三）、平凡社刊。

○青木孝「庭訓往来の語法」（上・中・下（一）・下（二））、『青山学院女子短期大学紀要』、第二九・三〇・三一・三二輯、昭和五十年（一九七五）・五一年・五二年・五三年（一九七八）刊。

○川瀬一馬解説『庭訓往来 文明十四年鈔本』（阪本龍門文庫複製叢刊之十五）、昭和五九年（一九八四）刊。

○橘豊著『書簡作法の研究 続編』、昭和六〇年（一九八五）、風間書房刊。

○中田千代子「庭訓往来伝本小考」、『実践国文学』第二七号、昭和六〇年（一九八五）刊。

○三保忠夫「庭訓往来天理図書館本について」、『小林芳規博士退官記念国語学論集』、平成四年（一九九二）三月、汲古書院刊。

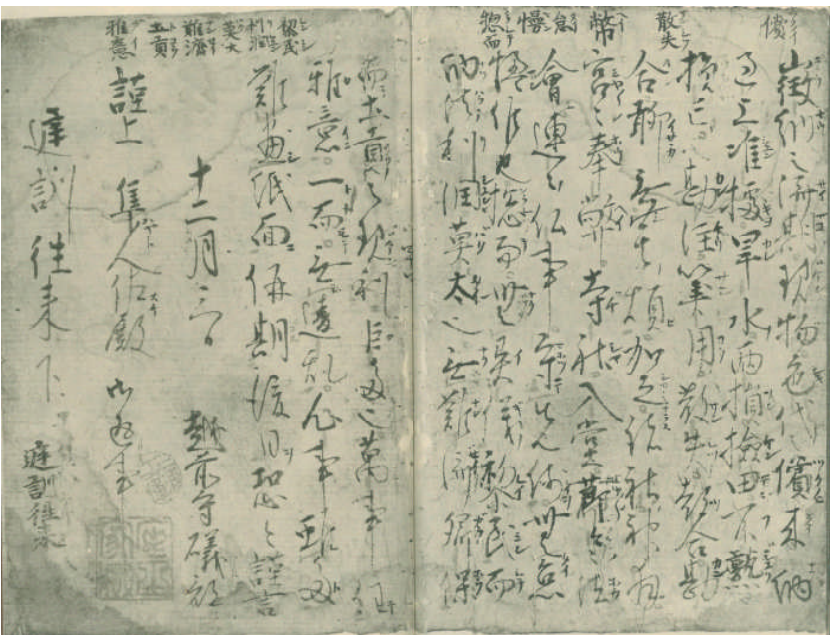
○三保忠夫編『天理図書館蔵庭訓往来宝徳三年写本 本文と漢字索引』、島根大学教育学部国文学会叢書1、平成四年（一九九二）三月、松江・島根大学教育学部国文学会刊。

○三保忠夫「庭訓往来天理図書館蔵本の所用漢字について」、『国語文字史の研究 一』、平成四年（一九九二）九月、和泉書院刊。

○小木曾千代子「一乗谷朝倉氏遺蹟で発見された『庭訓往来』の断簡(写)について」、『中部大学国際関係学部紀要』第一三号、平成一二年（一九九四）刊。

○山田俊雄『庭訓往来・句双紙』新日本古典文学大系52、岩波書店、平成一四年（一九九六）刊。

○中村武三編『建部伝内先生遺芳』、「庭訓往来」サンライズ印刷(株)出版部、平成年（一九九九）一〇月刊。



本文異同とその語彙

往復書簡型の十二ヶ月状には、書簡方式に支えられた語彙群から得られ、当代における基本語彙群がここに一望できる仕組みとなっている。漢字の使用頻度順から見ると、「之」「者」「可」「也」「候」「被」「御」「所」「人」「事」「等」「日」「上」「不」「子」「令」「以」「大」「行」「物」「恐」「下」「一」「無」「進」「謹」「殿」「文」「月」「相」「時」「法」「入」「書」「申」「言」「心」「條」「間」「奉」「後」「有」「頭」「木」「用」「中」「參」「重」「僧」「同」「如」と云った文字が用いられている。

古写本のなかで、別資料として紹介する三次市立図書館蔵平井文庫本は、尊純親王筆、縦三三・三cm×横二四・二cmで、「この庭訓往来は粟田青蓮院宮尊純親王御筆也。世に粟田流の御文字と称

ふ。……」とある墨付き六二丁の古写本である。読み仮名は付けていない〔資料本文影印翻刻参照〕。このように、古写本の多くは読み仮名を用いていないが、室町時代の古写本である龍門文庫蔵の文明一四年（一四八二）本には、読み仮名を片仮名表記にて付載した資料も登場してきている。この資料は、冒頭巻首から二月状の部分が欠落していて、二月返状「欲自是令申候之處」から始まり、途中巻中第一五丁の次一丁分である五月返状の首から「辛辛螺」までを脱している。

この付訓についても、①「前駟」の語を「さきかけ」「さきがけ」と和語訓みする資料と「セシク」「セング」と音讀する資料が見える。②「有職」を「ユウシヨク」と「ウシヨク」「ウシキ」と音讀する書写資料の異同が知られている。

往返の書状十五章には、国政の事、家務の事、士農工商の事、武藝の事、神祇の事、釋教の事、礼儀、軍旅、衣服、器械、宴樂、疾病の諸事を書翰に託して人に教え諭すものである。

資料の波及性

室町時代、文安元年（一四四四）に編纂された古辞書『下學集』に多くの語彙が引用され、流布本『曾我物語』には、武器・鎧の品革威の列名語彙群が其儘引用されたりしている。こうした引用は、室町時代の教養社会における必読資料として第一位の資料価値観を有していたことが知られるばかりでなく、この内容に基づいた生活慣習が必要不可欠であったことを伝えている。能・狂言「布施無經」「どちはぐれ」に十一月日状「鹽噲」「ゑんそ」の語、他演目に四

月返状の「鞍馬木芽漬、醍醐烏頭布」の語等を精進料理の品種として取り上げていたりもするといった様相を示している。また、この注釈書も編纂されていて、特に真字註については、私自身、本学短大紀要にその幾つかの月状の注釈研究を掲載中であるので参照されたい。この真字註自体が次の室町時代の古辞書である『節用集』〔広本（文明本）・印度本系等〕や『運歩色葉集』に影響していて二重三重にことばの重層化が諮られていることもこの時代の大きな特徴といえよう。そして、江戸時代には『庭訓往來（假名抄）』〔片仮名交じりの注解書：《用例》右、庭訓と名くるは、伯鯉魚庭を廻りて詩礼之訓を問ふに本づく也。鯉魚の庭を過ること已に二度也。故に私に之を二庭訓と謂ふ。鯉魚、童蒙にして聖父之庭の訓を受く。蓋し此書童蒙之人に示さんが為め也。然るに以て十二月を分て之を制る。故に文章は時節之風物を記す也。官位に依て筆位の文章を宣む也。后代に之を畏るべし。君子は此書を以て官の高卑之上に書様有ること、次第之を弁すべき也。往來とは辞の往來歟。或は一書彼に往き、一書此に来るの義也。又文の返事有るに依る也。或は古往今來を云ふ義これ有る也。〕〔庭訓を、「父が子に与える教訓」ひいて「家庭教育」と、現代では解している。〕**恐々謹言敬白**は、謹言より上也。又、**頓首**は至て敬恭也。墨黒に真に書くは、賞翫也。**恐々**と書く事、俗家より出家へは**恐々敬白**と書く可し。其の余は、真草行の上中下有り。被官には**恐々**と書く可からず。**恐々謹言**の字、草に書く可き也。※底本はカタカナ書きだが、ここでは「ひらがな」書きにして読みやすくした。〕↓
『庭訓往來』〔全一冊、明和六年（一七六九）正月刊、「庭訓式目字註加三于頭」…〔用例〕十二月三日状「**土貢**其国其所々よりいづるものをさゝぐる事也」〕↓『庭訓往來捷註』〔全一冊、駒龍先生著、寛政一二年（一八〇〇）刊、「本文を六大字にて書たれば幼童筆字のてほんとなるべし。』

音訓をバ本文の頭に平がなをもつてあげ素どくの便とす。注解のことハ古より在所の注に誤有をたゞしたらざるを増補せり。庭訓往來のことハ此一書につくせり」、『庭訓往來精注鈔』(全一冊、關牛翁著『具注抄』追考にて門人成章館主人編、天保一四年(一八四三)刊)、『繪庭訓往來諺解』(全一冊、嘉永五年(一八五二)刊)といった程度に変容していくに過ぎないのも、同じ武家政権下の「士農工商」という社会構造がこの継続性を促していることにもよるのである。また、『新撰消息(異制庭訓往來)』と云う書物は本書に類似する内容であるが本書より後に製作された往来物と見ておく。

ここで、本書の編者についてどのように位置づけられてきたのかを触れおきたい。多くの注釈書が編者として「玄恵法印」を挙げるが、その「證不詳」とする。この玄恵法印は、「羽州北畠の産にして、北小路氏健軒洗心子獨清軒等の号あり。初め儒を業とし、中頃台宗の僧となり後復帰俗し觀應元年(一三五〇)六月に卒す。嘗て後醍醐帝の侍讀となる。當時博学宏才の人なり」(捷註)「平の貞時其識量を知て乾元元年相州鎌倉に最勝園寺建立の時玄恵をして導師となさしむ故に暫爰に住す。素より玄慧ハ僧律の事を以て専とせざれば辞して復還俗す。身終わるまで無髪にして自ら洗心子と号し亦健軒と称す。著所の太平記四十一卷大に行はれて其博識以て世に知る所なり」(諺解)と検証されてきている人物である。

《ことばのコラム》

※1 「注」と「註」について

『庭訓往來捷註』に、「註ハ元注と同字也。水下に出なんとふさがの塞りて流ざるを開きそゝきて

流す事を注といふ。又書物を讀て義理の通ぜずして滞りたるを其意味を解して人にさとす事水の流やらざるを流すに一樣なれはとて是をも注と書。扱義理を釋は、言葉に属したる事故、水片を言片に改めて註と書り」と注釈する。

※2 「軽重」大槻文彦編『大言海』を繙くと、

けいぢゆう【軽重】(名)「ヂユウは、呉音」かろきと、おもきと。周禮、秋官篇、司寇「以辨罪之輕重

」左傳、宣公三年「楚子問鼎之大小輕重」韓愈、送殷員外序「豈不下眞知輕重大丈夫上哉」

申子「懸權衡、以稱輕重」※庭訓往來、八月「火印追放已下、隨事輕重、其人是非、可

被行是」[2-0147-2]

けいぢゆう【軽重】(名)「チョウは、漢音」前條の語に同じ。軽重すべからずと云ふは、優るとも、劣るとも、定められずの意なり。[2-0147-2]

とあって、この熟語の訓みが二通り記載されている。そして見るに、「けいぢゆう」の用例として本書が引用されている。

この箇所を文明十四年本で見ると、



「キヤウチウニ」と訓まれて
いる。また、頭部に、「軽重」

と記載されている。ここで、現代の国語辞書である小学館『日本国語大辞典』第二版を繙いてみよう。※「ことばの溜池」[二〇〇三年二月一日付]を参照して纏めておく。

きょうじゆう【軽重】(名) 軽いか重いかということ。主に罪の重さなど、抽象的な事柄についていう。けいじゆう。けいちゆう。*続日本紀和銅七年(七一四)

六月癸未「大三赦天下」(略)「罪無二輕重」*太平記(一四世紀後)二・俊基朝臣再関東下向事
 「頸械手杵をキヤウヂウ入られ、罪の輕重を糺すらんも、かくやと思知れたり」*羅葡日辞書(一五九五)
 「Simplarius(略)カフチヲ ウケザル ヨロイ、コレ ヨロイニ ヨツテ フチノ qio>gnu(キヤウヂウ)アリタル ユエナリ」*日葡辞書(一六〇三・〇四)「トガノ qio>gnu(キヤウヂウ)ニ シタガツテ ツミニ ヲコナウ(訳)罪の輕重に応じて刑罰を言い渡す」*浄瑠璃
 ・博多小女郎波枕(一七一八)下「つみの輕重明白たり」としていて、本書の用例は見えない。
 さらに、古辞書広本(文明本)『節用集』(文明六年(一四七六)頃成立)には、

輕重キヤウヂウ・ヨウモシ/ケイ・カロシ、カサナル平輕去・平去。「態藝門 830③」

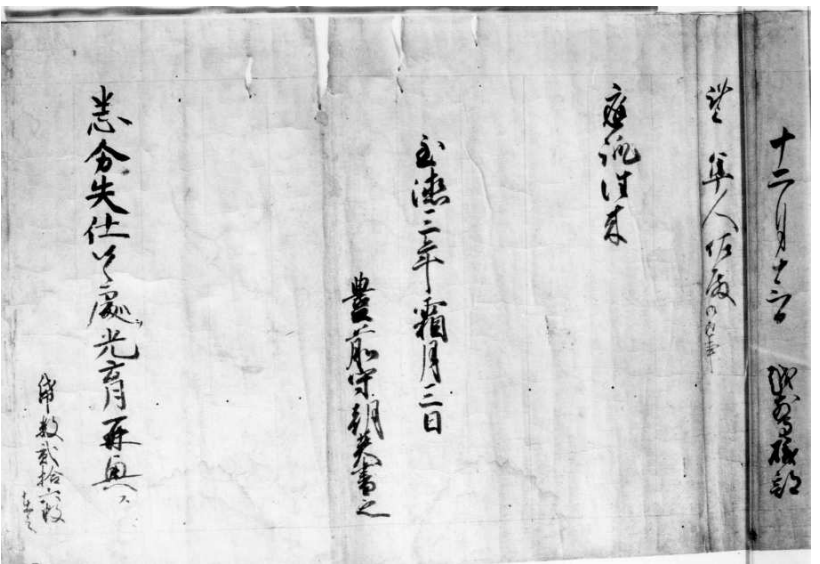
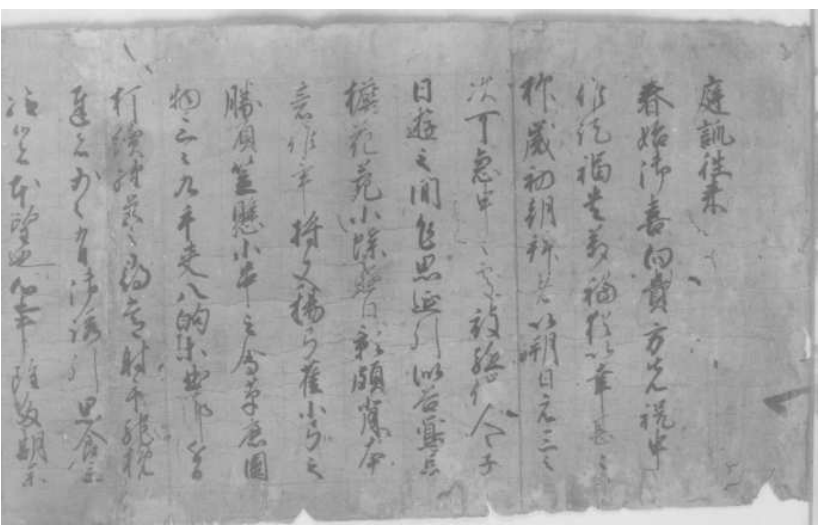


とあって、「キヤウヂウ」の訓みとなつては、中田祝夫著『文明本節用集研究並びに索引』(勉誠社刊)では、「キヤウヂウ」と表記して易林本・饅頭屋本『節用集』「輕重」及び『落葉集』「輕重」の訓みと同じにしているこ



とに留意せねばなるまい。「重」の音は、漢音「チヨウ・(トウ)」、吳音「(シユ)」、慣用音「ヂュウ」であるからして、「輕」の漢音「ケイ」、吳音「(キヤウ)」、唐音「(キン)」の語であるからして、朱書きの音表記「ケイヂヨウ」で漢音読みと見ることと、「キヤウヂヨウ」で吳音と漢音混在の訓みを採用するか問題を残している語である。江戸時代の古版『庭訓往來註』では、「輕重」とし、その他注釈版

本類『庭訓往來捷註』『庭訓往來精注鈔』(入庭訓往來診解)では、「輕重」(漢音+慣用音)で表記するようになる。これで明らかのように、大槻文彦著『大言海』の見出し語表記及び用例は、この江戸時代の注釈本類の訓みに依拠したものである。また、『日本国語大辞典』第二版でも、



索引に依拠していて本文確認を怠っていることから広本『節用集』の「きようじよう」乃至「けいじよう」の語は現行段階では未載録となつて

※至徳三年「神門寺本」写 上巻冒頭部と下巻末尾識語部

※江戸時代の式亭三馬編『譚話浮世風呂』前編卷之上に、「夫だけども。雀海中に入て蛤かきとなるちふ事ことア書物しよもつにもあるが。暑蕨やまのきもが鰻うなぎ化はけたるハ。庭訓ていきんの往来わかれへ。今川了俊いまがはりやうしん。其外そのほか雑書ざつしよにも年代記ねんでへきにも見あたらねへ事ことだと云いけと」と此の書物を列挙の頭目として採り上げている。

この内容については、武庫川女子大学 MKCR 学術調査報告として二〇〇六年に記載した内容を元に聊か補整して掲載を行ったことを茲に附記しておきたい。

《IT情報閲覧参考資料》

◆ 隆慶一郎 わーるど 『庭訓往来』 『庭訓往来絵抄』

<http://yoshiok26.p1.bindsite.jp/bunken/cn14/pg528.html>